

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 工事の施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任分担)

第14条 構成員は、その分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員は、他の構成員に損害を与えたときは、その構成員との協議に基づいて、その損害を負担するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 経常建設共同
企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副
本 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自
が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため北海道
長に提出する。

平成 年 月 日

共同企業体の名称

経常建設共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名
構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

印

別記第9号様式

經常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

北海道 発注に係る下記工事については、
經常建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を、次のとおり定める。

記

- 1 工事名 工事
- 2 分担工事額(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- | | |
|----------|---|
| 工事(構成員名) | 円 |
| 工事(構成員名) | 円 |

外社は、上記のとおり分担工事額を定めたので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については工事請負契約書に添えて発注者に提出する。

平成 年 月 日

共同企業体の名称

經常建設共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

印